

特定金属くずを買い受ける際の本人確認の概要（自然人）

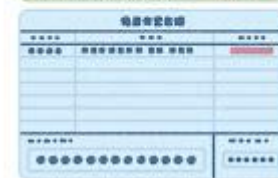
※代表的なもののみ記載

- 運転免許証・在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード（※）等の顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法
- 非対面取引において本人確認書類の写真＋顔写真の送信を受ける方法
- 非対面取引において本人確認書類のICチップ情報の送信＋顔写真の送信を受ける方法

取引の任に当たっている自然人



買受けを行う事業者



※マイナンバーカードの場合、券面裏のマイナンバーは不要

特定金属くずを買い受ける際の本人確認（法人）

※代表的なもののみ記載

- 取引の任に当たっている自然人（※）の本人確認に加え、以下の法人の本人確認のいずれかが必要
 - 登記事項証明書や印鑑登録証明書の提示を受ける方法等
 - 申告（法人の名称・本店の事務所の所在地）＋登記情報の送信を受ける方法（＋転送不要郵便（非対面取引の場合のみ））
 - 申告（法人の名称・本店の事務所の所在地）＋国税庁法人番号公表サイトで法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認する方法（＋転送不要郵便（非対面取引の場合のみ））
 - 登記事項証明書や印鑑登録証明書の送付＋転送不要郵便

取引の任に当たっている自然人



買受けを行う事業者



※代表者ではなく、実際に取引を行う担当者を想定
具体例は次スライド以降

取引における本人確認を行う例①

① 特定金属くずが持ち込まれる場合（＝典型的なもの）

※代表的なもののみ記載

- 運転免許証・在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード（※1）等の顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法

取引の任に当たっている自然人



※1 マイナンバーカードの場合、券面裏のマイナンバーは不要

買受けを行う事業者



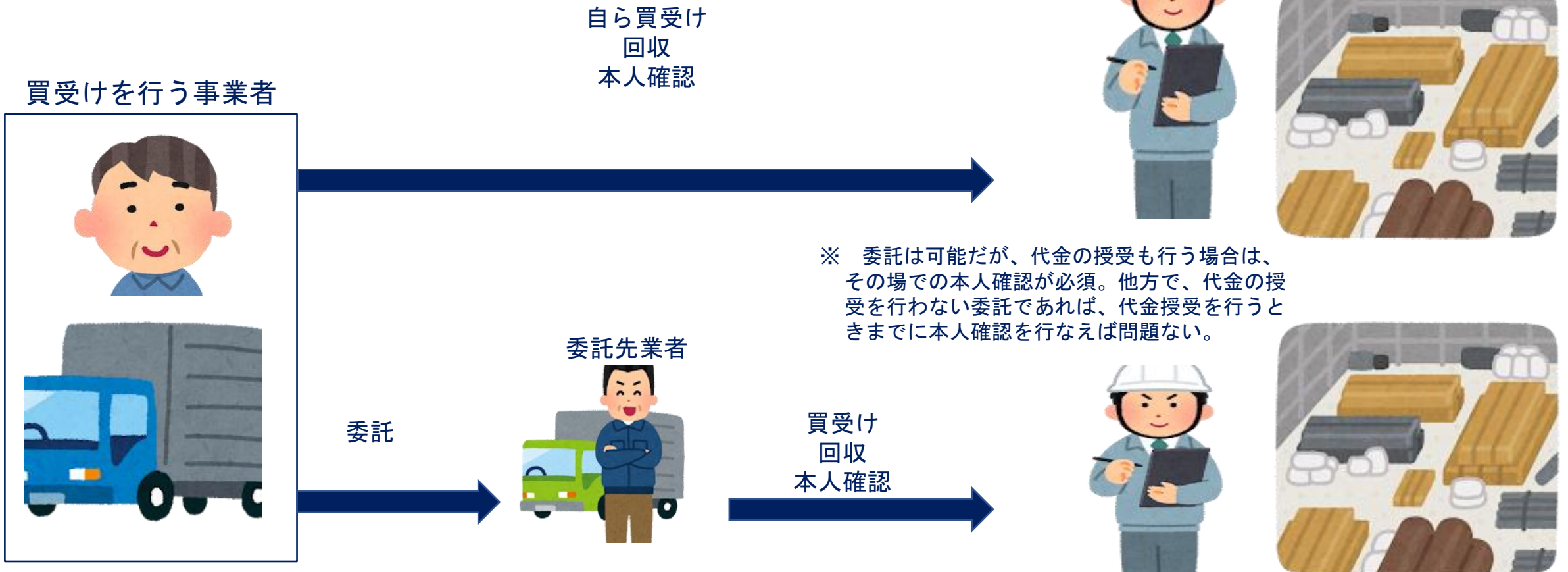
※2 持ち込む者が単なる運送業者等でその場での代金の授受を行わない場合、運送業者の本人確認は不要であり、委託元の者の本人確認を別途行う必要。



取引における本人確認を行う例②

② 特定金属くずを自ら買受けに行く場合（+委託業者を使用する場合）

- ①と同様の本人確認を行う必要
- 委託先の業者に本人確認も委託することも可能（※）



取引における本人確認を行う例③

③ 特定金属くずを仲介業者等を利用して回収する場合（＝所有権移転のみで物は動かない場合）

- ①と同様の本人確認を仲介業者に対して行う必要
- 仲介業者も買受けを行うので買受業者となり、仲介業者による本人確認も必要

本法の届出が必要

Cさん



②物は動かない（所有権移転のみ）

代金等支払い（本人確認）

仲介者のBさん



①物は動かない（所有権移転のみ）

代金等支払い（本人確認）

Aさん



③回収（本人確認不要）



本法の届出が必要

特定金属くずは置いたままにして取引され、最後にCさんが回収

本人確認が不要な場合

- 買受けの相手方との2回目以降の取引で、当該代金の支払をその者の口座に振込により行う場合
- 特定金属くず買受け業を営む者が特定金属くずを自ら輸入する場合

